

## 第 15 号

令和 2 年 3 月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

い みず  
射水市  
農業委員会だより

## ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第15号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新しい農業委員会制度が施行され、早3年が経過しました。本市でも新体制となって2年が経過し、私たち委員は農地パトロールや農家相談活動を中心に「行動する農業委員会」として、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保の取組を進めるとともに、これらの活動を推進するため研修・研鑽に努めてまいりました。

農家の減少と農業従事者の高齢化が深化する近年の農業においては、農業の持続的発展及び担い手が意欲と誇りをもって取り組むことが重要であり、そのためには認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消等の「農地利用の最適化」を推進することが肝要であります。

本年12月には委員の任期満了を迎え、改めて委員が選任されることとなりますが、私たち委員は引き続き、地域農業の発展のため「農地利用の最適化」を一層強化し、皆様のご期待に応えられるように尽力していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



題 玄 妙

進 選

## 目 次

- 1 P 会長あいさつ
- 2～3 P 農業委員会活動報告
- 4 P 農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です
- 5 P 農業委員会からのお知らせ
- 6 P 農業委員会委員及び担当地区
- 7 P 農業者年金で安心して豊かな老後を!
- 8 P 農地参考賃借料について  
農作業標準料金・賃金について

# 農業委員会活動報告

## 先進地視察（福井県）

令和元年7月9日(火)～7月10日(水)

福井県小浜市の「小浜市農業委員会」とあわら市の「農事組合法人イーノなかのはま100」、「沖垣志門氏（あゆみ農園）」を視察しました。

小浜市農業委員会では、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消等による農地利用の最適化の推進に向けた取組について説明を受けました。



農事組合法人イーノなかのはま100では、農地の大区画化、集積化に加えて、情報通信技術（ICT）を活用した水管理システムによって水管理時間を削減されており、その経緯や現状について説明を受けました。

また、沖垣志門氏（あゆみ農園）では、就農1年目からネギの大規模栽培を実現されており、新規就農された経緯や取組について説明を受けました。それぞれ意見交換を行い、見聞を広め、有意義な研修となりました。

## 富山県農業委員会大会

令和元年11月15日(金)

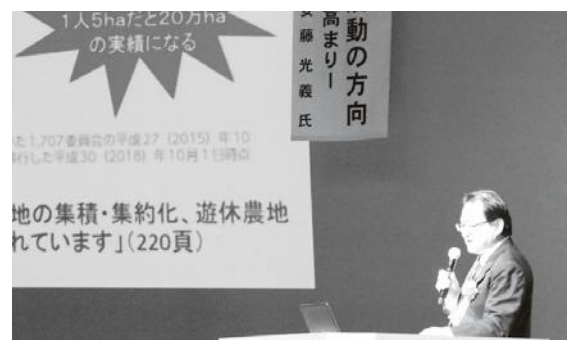


アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300人が参加しました。

大会では、県に提出する農業施策に関する政策提案など3議案を議決し、県内の農業委員会が一致団結して、より一層の農地利用の最適化に向けて行動すること

を祈念してガンバローを三唱しました。

また、閉会後には東京大学大学院教授 安藤光義氏から「農地集積・集約化に向けた活動の方向～農業委員会に対する期待の高まり～」と題して講演があり、参加者は担い手への農地利用集積を推進するためのポイントなどを再確認しました。



## 農業委員会と農業者との意見交換会

令和2年2月25日(火)

農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、北陸農政局、県農林振興センター、JAなどから20名の参加がありました。

北陸農政局富山県拠点地方参事官室 中井総括農政推進官から、「米をめぐる状況について」説明を受け、その後、意見交換を行いました。参加者からは、担い手不足により5年後、10年後を心配する声や布目沢営農が取り組んでいるスマート農業について、農地等へのポイ捨てごみについてなど様々な意見が出されました。意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。



### 農業者年金を受給されている方へ

#### 受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年確認するためのものです。

5月末ごろに農業者年金基金から届出用紙が送付されますので、必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口(大島分庁舎)へ忘れずに提出してください。

なお、提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

## 全国農業新聞



- 農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実！

**週刊** 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円(消費税込)

購読の申込みは農業委員会事務局まで

農地の転用手続きや相続等でお困りの方は ご相談ください。  
毎月第2・4金曜日には無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。  
**富山県行政書士会射水支部**  
090-2833-0682  
(受付担当：松本)

### 農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。

# 農作業機付きトラクターの公道走行には注意が必要です

平成31年4月に道路運送車両法の保安基準が緩和され、一定の条件を満たした場合に農作業機（ロータリー、ハロー等）付き農耕トラクターの公道走行が可能となりました。

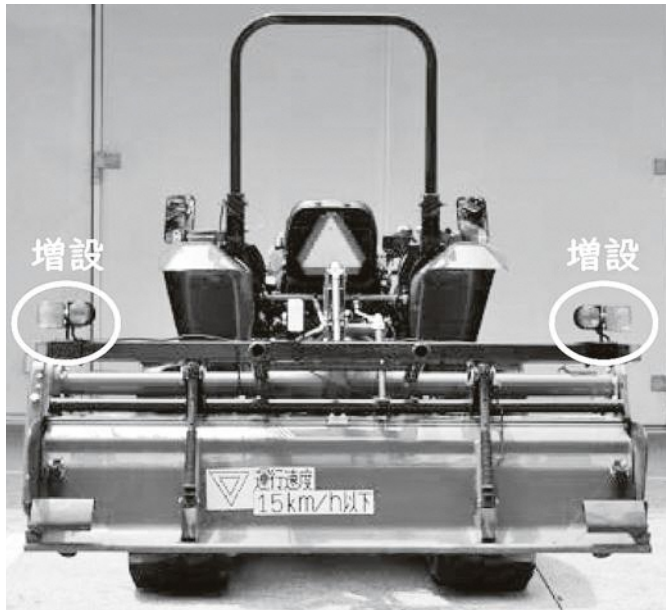
令和元年12月には、県内で国道を走行中のトラクターが警察の指導を受けた事例もありますのでご注意ください。

## 1 灯火器類の増設が必要

農作業機を装着しトラクターの灯火器類が見えなくなる場合は、農作業機に灯火器類を増設（写真参照）する必要があります。

また、農作業機を付け、幅が1.7m超える場合は、トラクターの左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。詳しくは、農機販売店へご相談ください。

（増設しないと、整備不良として取り締まりの対象となります）



## 2 免許の確認

農耕トラクターに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0mを超える場合、大型特殊自動車免許（以下、大特免許）が必要となります。大特免許を持たずに公道を走行すると無免許運転となり運転免許が取り消しとなることもあります。自家用車も運転できなくなりますのでご注意ください。



小型特殊・普通免許で運転可能

農作業機  
装着後



大型特殊免許が必要

※幅が2.5mを超える場合は、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

## 農業委員会からのお知らせ

### 毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

#### 遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ② 周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

#### 農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守をお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 毎月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

#### 無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

お問合せ先 射水市農業委員会事務局（TEL 0766-51-6685）

# 農業委員会委員及び担当地区

農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康真 会長職務代理者 前田 進 任期：令和2年12月17日まで

《新湊地区》

 舟木 康真 新湊・塚原 (国道8号北側)	 森 敏朗 片口・七美	 石庭 文男 本江・海老江・堀岡	 明石 茂 作道(作道・野村・布目・高木・殿村)	 有沢 敏博 作道(津幡江・久々湊・沖・今井・鏡宮)
---	--	---	--	---

《小杉地区》






 水上 幸雄 金山	 松山 宗則 池多	 山谷 孝芳 戸破	 佐伯 瑞穂 塚原 (国道8号南側)	 帯刀眞理子 新湊・塚原 (国道8号北側)
--	--	--	---	---

 城石美枝子 黒河	 土合 正夫 黒河	 砂原 仁志 大江	 大垣 秀雄 橋下条	 永森 薫 三ヶ
---	---	---	---	--

《大門地区》

 宮下 勉 浅井(西広上・広上・上条・島)	 堀 正 水戸田	 前田 進 榎田(本村・牧田・西村・布目沢・小泉)	 山本 克伸 榎田(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町・円池)	 稲垣 潔 二口
--	---	--	--	---

《下地区》

 進藤 久司 加茂・下村三箇	 樋上 豊 白石・倉垣小杉・摺出寺・八講	 村上 利之 小島・中野・若杉・北野・西園	 横山 實 今開発・本開発・新開発・赤井・鳥取・南高木・北高木・小林・八塚	 齊藤 高志 浅井(堀内・下条・土合)
---	---	--	---	--

農業収入の減収から農家を守ります

**NOSAIとやま**

富山県農業共済組合

- 本所  
富山市安養寺340番地1  
電話：076-461-5333
- 高岡地域農業共済センター  
高岡市北島325-2  
電話：0766-28-0200

**Kubota**

株式会社北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242  
小杉営業所 55-0087

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

# 農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号  
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

## 農業者年金のメリット

メリット  
1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助も

メリット  
2

若年層には  
手厚い政策支援  
(保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
  - 農業所得が900万円以下
  - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

メリット  
3

税制面で  
大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



加入前

後継者を  
早く独り立ち  
させたいなあ…



加入後

早い時期から  
加入させて  
良かった！



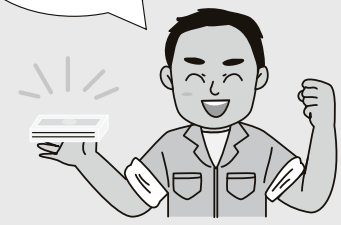
加入前

今年は収入が  
良かったけど  
税ってこんなに  
かかるの？



加入後

保険料を  
控除できて  
助かるなあ



## ◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すこととしております。

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

- ※ 農地参考賃借料の適用期間は、平成30年産分から令和2年産分までの3年間を適用期間とします。

- ※ これまで適用地域を区分していた新湊地区・小杉地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地参考賃借料(10 a 当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)	
田	1	5 6 0kg	1 1, 7 0 0円	1 2, 7 0 0円
	2	5 5 0kg	1 0, 0 0 0円	1 0, 8 0 0円
	3	5 4 0kg	9, 0 0 0円	9, 8 0 0円
	4	5 3 0kg	8, 1 0 0円	8, 8 0 0円
	5	5 2 0kg	6, 3 0 0円	6, 8 0 0円
	6	5 1 0kg	4, 4 0 0円	4, 8 0 0円

地 区	参考賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9, 0 0 0円	上記区分 3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6, 3 0 0円	上記区分 5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8, 1 0 0円	上記区分 4
	金山・黒河・池多地区	4, 4 0 0円	上記区分 6

## ◎ 農作業標準料金・賃金について



平成31年(令和元年)分～令和3年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一 般 作 業	8, 8 0 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 4 5円/1時間	
水 稻	トラクター	1 4, 9 0 0円/10 a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	8, 2 0 0円/10 a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	2 2, 0 0 0円/10 a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	1 4, 3 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 8, 7 0 0円/10 a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	1 7, 5 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	2 3, 0 0 0円/10 a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成31年(令和元年)分から令和3年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

### いみず野農業協同組合

#### 【農業機械課】

新湊農機センター	82-8530
いみず野農機センター	52-0455
小杉農機センター	55-1765

#### 【車両課】

JAカーズ!	55-2527
--------	---------

(JAいみず野小杉支店 東隣)

### 旅はJAいみず野旅行センターにおまかせ下さい!!

温泉旅館やビジネスホテルの手配など旅のこんなこと、あんなことお手伝いいたします

#### (お問合せは)

各支店またはJAいみず野旅行センターまで  
 (所在地)射水市北野1555-1 TEL 0766-52-0218  
 いみず野農業協同組合本店 第2事務所1階内